

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第27号

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年安城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に、「者」を「者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に、「者」を「者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号中「よる専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改める。

第3条第8号中「水道」を「水道等」に、「者」を「者（5年以上水道の工事に

関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 7 号中「第二次」を「第 2 次」に、「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有する者（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- （10）建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 6 号中「若しくは第 2 号に規定する課程若しくは学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に、「若しくは学科目を」を「を」に改め、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該各号に規定する水道等の経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「課程又は学科目を修めて、それぞれ当該各号に規定する」を削り、「学校を卒業した」を「卒業をした」に、「1 年以上、」を「2 年以上、」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道等」に、「有する者」を「有する者（第 1 号に規定する卒業をした者にあつては 1 年以上、第 2 号に規定する卒業をした者にあつては 1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- （6）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 3 条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- （4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- （1）前条第 1 号、第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは

土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者にあっては 3 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者にあっては 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 4 条第 2 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 3 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「当該学科目」を「当該課程」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 4 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

（5）技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（6）建設業法施行令第 37 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（平成 31 年安城市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「この条例による改正後の」を削り、「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 9 号及び第 4 条第 5 号」に、「第二次」を「第 2 次」に改める。